

検証報告書における提言

- ① 他自治体から転入したケースの支援の在り方
- ② 支援方針の組織的な決定と情報共有～家族アセスメントの重要性～
- ③ 精神保健相談体制の充実

**【達成度】**  
 これまでの取組に対する達成度  
 I：必要な取組は既の実施済みであり、完結している  
 II：①必要な取組は既の実施済みであり、今後も継続していく  
 ②一部実施しているがまだ不十分であり、引き続き検討していく

より良い支援につなげていくための今後の取組の方向性		令和4年度 of 取組状況	令和4年度 of 取組に対する自己評価	達成度	令和5年度以降の取組の方向性	担当部
① 他自治体から転入したケースの支援の在り方	・支援を要する世帯が転入してきた場合、家庭児童相談室が他自治体から引継ぎを受け情報について整理するとともに、情報が不十分な場合は母子保健や生活支援担当とも連携して情報把握を行い、本市において継続して支援するかどうか課内会議を行い、組織的に決定する。  ・支援を要する世帯が転出する場合、必要な支援が継続するよう、各区家庭児童相談室が提供すべき情報について検討し、マニュアル等に記載する。	市外転居（転出・転入）の場合の取扱いについて整理し、業務マニュアルに位置付けた。具体的には、転入元の地区町村に把握すべき内容を明確化するとともに、情報が不十分な場合に関係部署間での連携や、転入元の市区町村からの引継ぎが情報提供の場合でも、継続的な関与の必要性、当面の方針等について課内受理会議を行う等により組織的に決定することを明記した。また、転出時も、必要な支援が継続するよう転出先に提供する情報を明確化し、引継ぎ様式も世帯概要がわかるよう様式を変更した。	転入転出時に、支援が必要な世帯への支援が途切れないよう取扱いを整理することができた。	I		子) 児童相談所
	・支援を要する世帯が転入してきた場合、母子保健担当が他自治体から引継ぎを受け項目について明確にし、情報が不十分な場合は家庭児童相談室や生活支援担当とも連携して情報把握を行い、支援が途切れないよう支援方針の決定について標準的な取扱いを整理するとともに、マニュアル等に記載する。	他市町村からの転入時のケース支援について、業務マニュアルに取り扱いを明記した。また、市内転居においても同様の対応とし、転居に伴う移管処理が速やかに実施されるよう移管文書の様式も併せて改訂した。	業務マニュアルについて、世帯情報の質の担保と即時的な対応の必要度に応じた内容とすることができた。	I		保) 保健所
	・他自治体から転入した生活支援申請者が、転入前に支援を受けていた場合、関係書類の提供を求める。  ・生活支援を受けている世帯が転出し、転出先で支援を申請する場合、関係書類を提供する。	切れ目のない支援を行うため、支援世帯の転居時には速やかな移管を行うこと、虐待の疑いなどで他機関と連携している場合には情報共有を引き続き行うことについて、指導している。また、監査等を通じ、実践を確保した。	切れ目のない支援を行うための基本的ルールの共有を図り、継続的な取組に繋がった。	II	引き続き、通知や監査等を通じて、切れ目のない支援を行うための基本的ルールの周知や実践を確保する。 また、ニーズやリスクの変化に組織的に対応すること、属人的であったケースワークの手法について平準化を図る等を目的に、各区にこども支援の窓口となる役割（係長職）を新たに設置した。	保) 総務部
② 支援方針の組織的な決定と情報共有～家族アセスメントの重要性～	・家庭児童相談室で継続的な関わりを行う世帯について、支援方針・支援計画を策定するとともに、個別ケース検討会議を積極的に開催し、家族全体のアセスメントを行い家族関係を理解したうえで支援方針の決定・共有を図る。  ・複数の機関が関与すべき世帯について、情報共有の強化が図られるよう、関係課で取扱いを整理する。	家庭児童相談室において継続的な関わり（継続指導）を行う世帯について、支援方針や、支援の内容を具体的に実施していくための支援計画を策定することを改めて全区統一のルールとして整理し、令和4年度から実施。また、複数の機関が関与すべき世帯については、要保護児童対策地域協議会の枠組みや在宅支援アセスメントシートを活用のうえ、関係機関が把握している世帯の状況を共有し、支援方針や具体的な支援策を検討している。	支援方針や支援計画を策定することを全区統一のルールとして整理したことにより、継続的な関わり（継続指導）を行う世帯について支援方針及び支援計画を組織的に策定、共有し、支援に当たることができた。	II	引き続き、家庭児童相談室において継続的な関わり（継続指導）を行う世帯について、支援方針や支援計画を策定する。また、複数の機関が関与すべき世帯については、要保護児童対策地域協議会の枠組みや在宅支援アセスメントシートを活用の上、関係機関が把握している世帯の状況を共有し、支援方針や具体的な支援策を検討する。	子) 児童相談所
	・母子保健担当で複合的な課題を抱える世帯を支援する場合、関係機関と積極的に情報を共有し、多面的な視点でアセスメントを行い、家族全体の関係性や問題について共有する。  ・情報の共有には、要対協の枠組みの活用や個別ケース検討会議の開催により、協働の視点で組織的な支援方針の検討を行うなどマニュアルを整理し、支援体制の強化を図る	養育者の成育歴をはじめ、複合的な課題がある支援世帯に対しては、精神保健福祉相談員との連携だけでなく、心理的側面からのアプローチ強化のため、心理相談員による相談等支援の充実を図った。	心理相談員の全区配置が整い、心理的なアプローチを行うための安定的な相談・支援体制が整備された。支援の質の向上については、引き続き連携や研修会等を行いながら取り組んでいく必要がある。	II	関係部署・関係機関との連携を密にし、情報や支援方針の共有を図るとともに、多角的な視点からアセスメントを行い、各々の不足を補うよう役割分担をふまえた重層的な支援を行う。	保) 保健所
	・生活支援担当は、支援世帯における子の養育状況を確認し、虐待等の恐れがある場合は関係機関と情報共有する。	本庁部局では、4月に着任した職員への職位に応じた部局研修の中で、児童虐待に関すること、本事例を踏まえた生活支援担当として子ども福祉分野における果たすべき役割の重要性について認識を深め、事例研究を通じて業務における課題解決力の向上を図った。	職位や経験に合わせた研修において、「子どものいる世帯に対する適切な支援」に関する基礎知識や果たすべき役割について認識を深めることができ、課題解決力の向上を図ることができた。	II	引き続き取り組んでいく。	保) 総務部

検証報告書における提言
① 他自治体から転入したケースの支援の在り方
② 支援方針の組織的な決定と情報共有～家族アセスメントの重要性～
③ 精神保健相談体制の充実

<p><b>【達成度】</b>                  これまでの取組に対する達成度                  I：必要な取組は既の実施済みであり、完結している                  II：①必要な取組は既の実施済みであり、今後も継続していく                  ②一部実施しているがまだ不十分であり、引き続き検討していく</p>
---

より良い支援につなげていくための今後の取組の方向性	令和4年度 of 取組状況	令和4年度 of 取組に対する自己評価	達成度	令和5年度以降 of 取組の方向性	担当部
③ 精神保健相談体制の充実	・ 区保健福祉部関係職員の精神保健に関する知識や技術の向上を図るため、関係部局間で意見交換を行い、既存研修の体系的な整理及び見直しを行うとともに、養育支援のチームアプローチにおける精神保健福祉相談員の役割を明確化し、マニュアルへの記載、研修体制の整理を行う。	関係部局との意見交換等を図ったうえで、各区保健福祉部職員を対象とした既存研修の一部見直しを行った。 また、関係部局との共通認識を形成したうえで、養育支援のチームアプローチに限らず、精神保健福祉相談員に求められる専門的役割を明確化し、必要となる専門性（知識・技術）を整理して、相談員向けの研修カリキュラムを策定した。	II	人材育成ビジョンを踏まえたうえで、精神保健福祉相談員の専門性を一層向上させていくため、適宜、研修カリキュラムの一部見直しや体制強化の必要性を精査していく。	保) 障がい保健福祉部
	・ 関係部局と合同で精神保健や家族システムに関する研修を実施し、家庭児童相談室職員の知識向上を図る。	保) 精神保健福祉センター主催の精神保健福祉相談員研修「家族の変化が起こる時のアセスメントと支援」に家庭児童相談職員も参加し、精神保健や家族システムに関する知識向上を図った。	II	家庭児童相談室の職員が、継続して精神保健や家族システムについて学び、知識の向上を図ることができるよう研修を実施する。	子) 児童相談所
	・ 関係部局と連携し精神保健や家族システム等に関する研修を実施し、母子保健担当者の知識向上を図る。	関係部局で意見交換や、合同での既存研修の体系的な整理、見直しに向けた打ち合わせを行うとともに、関連テーマについての研修により母子保健担当者の知識の向上を図った。	II	妊娠期からの切れ目のない支援における精神保健分野との連携においては、必要な研修や体制について引き続き検討を行っていく。	保) 保健所
	・ 関係部局職員や専門家を講師とした研修を継続実施するとともに、新任職員を対象に過去の事例を題材としたグループワーク研修を行い、生活支援担当者に連携の重要性を認識させる。	専門家を講師とした研修を継続実施し、代表的な疾患やその治療・面接時の留意点、就労支援等について学ぶことで生活支援担当として知識を深めるとともに、他機関との連携の重要性を認識した。	II	引き続き取り組んでいく。	保) 総務部